

河川敷一時使用届

【届出者記載欄】

令和 年 月 日

国土交通省中国地方整備局
鳥取河川国道事務所 河原流域治水出張所長 殿

使用者 住 所
氏 名

（ 担当者
連絡先 ）

下記のとおり、河川敷地を使用したいので届け出ます。

使用 日時	令和 年 月 日 時 から 令和 年 月 日 時 まで
使用 目的	
使用 場所	
現地 責任者	
備 考	

※ 施設設置を伴う利用については、配置図を添付して下さい。

※ 当該行事の企画書等を作成している場合には、参考図書として添付して下さい。

※ 使用内容が自由使用の範疇とは認め難いものについては、原本を返却しますので、改めて協議して下さい。

<p>上記届出内容の受付につきましては、河川敷を適正に利用して頂くため、本使用届を事前に提出頂いたものです。よって河川敷の排他的・独占的な使用を保障するものではありませんので、他の河川敷利用者と調整のうえご使用下さい。</p> <p>なお、使用にあたっては、下記のことに留意下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において損失の補償を行うこと。 使用後は清掃を行うとともに使用によって生じたゴミは必ず持ち帰ること。 当局が河川管理上必要と認めてする指示に従うこと。 芝及び河川管理施設等を著しく損傷した場合は、当局の指示に従い、速やかに復旧すること。 降雨時には使用者において気象情報、水位情報及びダム放流情報を逐次把握し、危険が生じるおそれがあるときは速やかに避難すること。また、仮設物を伴う場合は、それも速やかに撤去すること。 河川情報については、下記のアドレスへ接続することによって、携帯端末を利用した入手が可能であるため、必要に応じて積極的に活用すること。 <p>アドレス：http://www.river.go.jp/（国土交通省「川の防災情報」）</p>	受 付 印 欄
	担当者記載欄

河川敷一時使用届（記入例）

【届出者記載欄】

令和 年 月 日

国土交通省中国地方整備局
鳥取河川国道事務所 河原流域治水出張所長 殿

使用者 住 所

氏 名

押印省略可

担当者

連絡先

下記のとおり、河川敷地を使用したいので届け出ます。

使用日時	令和 年 月 日 時 から 令和 年 月 日 時 まで 概ね1週間程度（連続または一定期間のうち延べ7日以内）
使用目的	例1）取水口の堆積土砂撤去 例2）駐車場敷地
使用場所	鳥取市〇〇町△△123番地先 ●●川 左岸または右岸 0k000（不明な場合は▲▲橋下流100m付近等でも可）
現地責任者	氏名と連絡先を記載（上記と同じ場合は同上で可）
備考	例1）小型バックホー1台による 例2）10台程度

※ 施設設置を伴う利用については、配置図を添付して下さい。

※ 当該行事の企画書等を作成している場合には、参考図書として添付して下さい。

※ 使用内容が自由使用の範疇とは認め難いものについては、原本を返却しますので、改めて協議して下さい。

<p>上記届出内容の受付につきましては、河川敷を適正に利用して頂くため、本使用届を事前に提出頂いたものです。よって河川敷の排他的・独占的な使用を保障するものではありませんので、他の河川敷利用者と調整のうえご使用下さい。</p> <p>なお、使用にあたっては、下記のことに留意下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において損失の補償を行うこと。 使用後は清掃を行うとともに使用によって生じたゴミは必ず持ち帰ること。 当局が河川管理上必要と認めてする指示に従うこと。 芝及び河川管理施設等を著しく損傷した場合は、当局の指示に従い、速やかに復旧すること。 降雨時には使用者において気象情報、水位情報及びダム放流情報を逐次把握し、危険が生じるおそれがあるときは速やかに避難すること。また、仮設物を伴う場合は、それも速やかに撤去すること。 河川情報については、下記のアドレスへ接続することによって、携帯端末を利用した入手が可能であるため、必要に応じて積極的に活用すること。 <p>アドレス：http://www.river.go.jp/（国土交通省「川の防災情報」）</p>	受付印欄
	担当者記載欄

添付書類

- ・位置図・・・・・・・・管内図、ネット地図等何でも構いません。
- ・平面図・・・・・・・・河川区域のどの範囲か分かるように使用箇所を着色して下さい。
- ・使用内容等・・・・使用内容が分かる資料を適宜添付して下さい。
- ・提出方法等・・・・**提出部数は1部** 持参、郵送、メールいずれでも構いません。
メールアドレス：sendai-gawa@cgr.mlit.go.jp
- ・その他・・・・・・・・添付資料等に不足がある場合は、河原流域治水出張所から連絡させていただきますので、担当者の連絡先は必ず記入願います。
また、以下の注意事項を必ず一読のうえ遵守願います。

注1) 当該届出書で使用出来る期間は、概ね1週間程度です。

注2) 使用期間（仮設物の設置等）が短い場合であっても、河川法許可（占用許可申請）が必要な場合があります。詳細は河原流域治水出張所までお問い合わせ下さい。（0858-85-0517）

注3) 河川法占用許可受け者（公園管理者等）が管理している公園やスポーツ広場については、鳥取市等の管理者にお問い合わせ下さい。

注4) 営利目的で河川区域内を使用することは原則できません。

注5) 当該届出書は、河川区域内を排他的・独占的に使用を認めるものではありません。

注6) 河川区域内を使用する場合は、交通事故、作業事故、第三者被害のないよう十分注意し、後片付け、ゴミの始末等マナーを守って使用して下さい。

注7) 堤防や樋門、観測所等の国が管理する施設を傷めないで下さい。損傷した場合は、原因者の負担により原型復旧してもらいます。

注8) 河川法許可を受けた工事（占用許可工事）を行うのに必要な工事看板等の保安施設については、当該届出書は不要です。なお、保安図等は占用許可申請書に添付して下さい。

届出書の下段の事項と重複する内容もありますが、併せて留意願います。